

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【公開番号】特開2019-102202(P2019-102202A)

【公開日】令和1年6月24日(2019.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-024

【出願番号】特願2017-229741(P2017-229741)

【国際特許分類】

F 21 S 9/02 (2006.01)

F 21 V 19/00 (2006.01)

F 21 V 23/00 (2015.01)

【F I】

F 21 S 9/02 200

F 21 V 19/00 510

F 21 V 23/00 150

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月23日(2020.9.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

壁面に取り付けられる長手形状の器具本体と、前記器具本体の内部に収容された光源ユニットとを備える照明器具であって、

前記器具本体は、

前記壁面に対向するように配置される背面部と前記背面部に対向する正面部とを有するとともに、前記背面部が前記正面部に向かって倒れる状態の傾斜状態に傾斜している開口を有し、

前記光源ユニットは、

前記開口を塞ぐように配置された透光性のカバー部を有する照明器具。

【請求項2】

前記光源ユニットは、

前記開口を介して前記器具本体の前記内部から前記器具本体の外部へ外し可能であり、前記開口を介して前記器具本体の前記外部から前記内部へ取り付け可能である請求項1に記載の照明器具。

【請求項3】

前記光源ユニットは、

発光素子が配置され前記カバー部と対向するように前記器具本体の内部に収容された基板を有する請求項1または請求項2に記載の照明器具。

【請求項4】

前記カバー部は、不燃材を用いて形成されている請求項1から請求項3のいずれか一項に記載の照明器具。